

○財務省告示第三百二十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年十一月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅰ非価格競争入札発
行」という。）及び価格競争入札
の募入の決定をした後に行われ
る入札であって、財務大臣が各国
債市場特別参加者ごとに応募限
度を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非

五

方募

入札競争
価格競争
入札競争
決定の

価格競争入札発行」という。
各申込みのうち応募額を順次割り
もかかる。その応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの応募
募限度額を範囲内において各申
込みに応じてる。

六

イ

発

入札競争
価格競争
発行額

額面金額で一兆六千四百二十億
円、特別会計に関する法律第
う、七条第一項の規定に基づき
四十七億五千四百二十億
発行した付国債に基き、
額面金額で五、五億四千
九百五十万、同法第六十二
条第一項の規定に基づき発行し
た付国債に基き、額面金額

ロ

国債市場
特別参加
者別参加
者第I
非価格競争
争入札競争

特別会計に関する法律第四十七
条第一項の規定に基づき発行し
た付国債に基き、額面金額
で三、千五百六十八億、額面金額

十 十				九 八				七				ハ					
イ 一				振 額 最				ハ				イ 払					
発 行 行 日				替 単 位				国 債 市 場				国 債 市 場					
格 競 争 格				低 額 面 金				争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行				込 金 額					
札 発 行 行				札 発 行 行				札 発 行 行				札 発 行 行					
額 面 金 額				額 面 金 額				額 面 金 額				額 面 金 額					
額	銭	額	平	す	額	の	振	五	円	二	三	五	一	で	た	条	特
面	以	面	成	る	の	記	替	万	千	千	十	十	兆	二	利	第	別
金	上	金	三	。	整	載	法	円	八	六	六	万	六	千	付	一	会
額	の	額	十		数	又	の		百	億	億	千	千	七	国	項	計
百	そ	百	年		倍	は	規		十	四	四	百	五	八	債	の	に
円	れ	円	十		の	記	定		二	千	千	百	百	十	に	規	関
に	ぞ	に	一		金	録	に		億	六	六	百	六	七	つ	定	す
つ	の	つ	月		額	は	よ		三	百	十	九	億	い	に	る	る
き	の	き	十		に	、	る		千	八	八	億	九	て	基	づ	法
百	応	百	六		よ	最	振		六	十	十	千	千	、	く	き	律
円	募	円	日		る	低	替		百	七	八	七	七	額	額	面	第
九	価	九			も	額	口		十	万	万	百	百	面	金	発	四
十	格	十			の	面	座		七	円	円	七	七	金	行	行	十
一		一			と	金	簿		万			百	百	額	し	七	七

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
三 大 銀
十 臣 行
年 か 通
十 通 知
一 知 を
月 受 け
十 け た
六 者
日